

防災ニュース

NO.
195

予防行政の取組み紹介
～横須賀市の予防行政～



2013. 7



公益財団法人 日本防災協会
JAPAN FIRE RETARDANT ASSOCIATION

〈予防行政の取組み紹介〉	
横須賀市の予防行政	横須賀市消防局 佐藤 正高 2
「新たな創業へ、奮起せよパイオニア精神！」	
工事中シートの開発と品質管理	
…… 萩原工業株式会社 合成樹脂事業 ターピー事業部 品質管理課 有岡 徳昭	6
〈連載 第6回 私たちの安全な生活とは〉	
いたずら火災をどう防ぐ	ノンフィクション作家 高見澤 たか子 10
海外におけるカーテンの防災性の試験方法と判定基準	
…… (公財) 日本防災協会 技術部	14
防災品奏効事例	東京消防庁 19
<hr/>	
— 協会からのお知らせ —	
バリアフリー展2013出展報告	22
消防関係専門紙(誌) 代表者への業務説明会開催	24
平成25年度消防機器等関係者表彰式 ((一社) 全国消防機器協会会長表彰式) 開催される	25
平成24年度事業報告書及び決算報告書の概要	27
<hr/>	
— 消防庁からのお知らせ —	
[身近な防火・防災] プロジェクト	消防庁予防課 42
<hr/>	
防災北から南から	45

横須賀市の予防行政

横須賀市消防局 佐藤 正高



1 横須賀市の概要

横須賀市は、総面積100.71平方キロメートル、人口41万人、神奈川県の新南東部の三浦半島の中心部に位置し、東京から50キロメートル、

横浜から20キロメートル圏内にあり、東側は東京湾、西側は相模湾にそれぞれ面している国際港湾都市です。

地形的には、起伏の多い丘陵及び山地と、これらの山地丘陵の間を縫って河川、低地が配列され、通称「谷戸」と呼ばれる市街地を形成しており、坂道やトンネルの多さが特色です。



上空から中心市街地・猿島を望む



三笠公園

2 横須賀市の沿革

横須賀のこれまでの歩みを振り返ってみると、江戸末期の1853年のペリー提督の久里浜上陸が翌年の開国の契機となり、また徳川幕府による横須賀製鉄所の建設が、横須賀の近代都市への歩みの始まりとなりました。

戦前は、軍港都市として繁栄し、戦後になると旧軍用施設の積極的な平和産業への転用がはかられ、各種工場の進出や港湾施設が整備され、大規模な宅地造成が進み現在に至っています。

3 横須賀市消防局の歴史と体制

本市の消防行政は、明治27年横須賀消防組に始まり、昭和23年3月7日官設消防から自治体消防となり1本部2課、2署、5出張所、職員数218人の体制でスタートしました。

以来、時代の変遷とともに発展し、平成9年4月、消防局へと名称を変え、平成25年4月1日現在、1本部4課、3署、1分署、9出張所、1派遣所、職員数436人で火災をはじめとする様々な災害から市民生活の安全を確保しています。

4 横須賀市消防局の予防体制

本市の予防業務体制は、予防課に予防係7人、危険物係4人、査察係5人を配置し、各消防署に配置された予防係10人を中心に予防業務を行っています。

予防課は、予防係が消防同意事務、条例改正及び火災予防啓発の企画立案等を、危険物係が危険物施設及び石油コンビナート等特別防災区域の許認可事務及び立入検査を、査察係が防火対象物の立入検査の企画、違反処理等をそれぞれ行っており、各消防署の予防係は、防火対象物の立入検査及びその他予防業務全般を行っています。

5 防火対象物への安全指導

(1) 事業所の防火教育等

防火対象物及び少量危険物施設の安全を確保するため、次の講習会を条例で規定し、関係者の防火意識の向上に取り組んでいます。

ア 消防警備業務従事者の防火管理講習会
対象：防火対象物の消防警備業務に従事する者

イ 避難リーダー講習会
対象：収容人員200人を超える特定防火対象物の避難誘導を行う者

ウ 少量危険物取扱従事者講習会
対象：指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者

(2) 防火対象物の安全指導

市内の防火対象物を定期的に立入検査し、消防用設備等の維持管理状況や防火管理体制等を検査及び指導することで、防火対象物の安全を確保しています。

立入検査は、予防課査察係、各消防署の予防係及び各消防署所の指定予防技術員を中心に実施しており、平成24年度は市内の防火対象物3,261棟の立入検査を実施しました。

防火対象物の立入検査は、対象物の規模、用途等の危険性により査察周期を定め計画的に行っており、消防法令違反がある防火対象物については追跡指導を徹底し違反の是正に努めています。

(3) 小規模福祉施設等の防火対策

昨年、全国では小規模福祉施設やホテルにおいて、多くの人的被害を伴う火災が相次いで発生しました。

これらの火災を受け、市内の類似施設に対する緊急の特別査察を実施し、施設の安全性及び防火管理体制を確認しました。

この特別査察の結果では、就寝を伴う施設であるという特性から、その他の用途と比較して、消防訓練の実施率が低いといった課題も見受けられました。

就寝を伴う施設は、特に夜間においての防火管理体制を構築することが重要であり、また、こうした時間帯に出火した場合には、初期消火などの初動態勢が困難になることが予想されます。

特別査察の結果を踏まえて、違反事項のある施設に対しては、引き続き追跡調査を実施して、また、建築部局や福祉部局と連携して、施設の安全性を確保するとともに、関係者の防火意識の向上を図っています。

(4) 法令改正に伴う防火対象物への指導

複合用途防火対象物等の防火管理体制を強化するため、消防法令が改正され包括防火（防災）管理者の選任及び届出が義務化されるなど、役割の明確化が図られ、平成26年4月1日から施行されます。

この法令改正は、雑居ビル等の複合用途防火対象物が主な対象となり、管理権原者が複数存在し、1の対象物に対して複数回の検査が必要になる等指導の困難性が予想されます。

このため、今年度の定期査察を福祉施

設等を除きすべて法令改正対象物の立入検査に切り替え、関係者に適正な防火管理体制を指導することとしています。

4月に職員に対する法令改正説明会を3回開催し、法令改正の概要を全職員へ周知しました。また、立入検査により指導を行う査察員を対象とした研修会を3回開催し、指導要領を周知しました。



職員に対する法令改正説明会

今後、市内の法令改正の対象となる防火対象物（661対象物）の関係者を対象とした説明会を開催し、法令改正の概要を説明するとともに、施行日までに適正な防火管理体制が整うよう立入検査による指導を行います。

6 危険物の安全指導

危険物施設の立入検査は、予防課危険物係を中心に実施しており、平成24年度は地下貯蔵タンクにかかる法令改正（流出防止措置）の是正を徹底するため、地下貯蔵タンクを有する危険物施設を中心に409件の立入検査を実施しました。

また、危険物安全週間には、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設及び製造所等危険性の高い危険物施設を有する事業所の立入検査を実施し、危険物施設の安全を確保するとともに、関係者へ自主保安体制の構築を指導しました。

7 予防担当職員の育成

適正な予防行政を進めるためには、予防担当職員の育成が不可欠です。

このため、予防技術資格者の資格取得を積極的に進めるとともに、予防技術資格者の適正配置に努めています。

現在、予防課各係及び各消防署予防係に予防技術資格者を複数名配置しており、予防業務を担当する職員に積極的な資格取得を勧めています。

また、各消防署所の消防隊員のうち予防業務を担当する職員を「指定予防技術員」に指名し、毎年研修会を複数回開催し、予防技術の向上に努めています。

8 住宅防火対策の推進

火災による死者の多くが高齢者であり、今後さらなる高齢化社会を迎えるに当たり住宅火災による死者数の低減を図るためには、住宅防火対策の推進が必要です。

この住宅防火対策を推進するためには、住宅用火災警報器の設置促進と併せ、寝具や衣類等の防災製品及びカーテン等の防災物品（以下「防災製品等」という。）の普及を推進し、家庭内での出火防止対策を行うことが有効です。

(1) 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器の設置促進は、火災予防運動期間中の駅前広報や市内を循環するゴミ収集車からの広報を行うとともに、各種講習会、イベント及び防災訓練等のあらゆる機会を通じ市民に設置促進を呼びかけています。

また、平成23年度から設置促進と合わせ維持管理についての広報を強化し設置定着を目指しています。

本市の平成25年3月時点の設置率は、82.3%です。



防災製品展示コーナー



防災に関する講演会

(2) 防災製品等の普及促進

火災予防運動期間に実施している高齢者世帯の防火訪問時に、防災製品等の有効性を広報するとともに、市民防災センターに防災製品等を展示し、広く市民へ広報を行っています。

また、平成25年度の婦人防火クラブの総会後に、公益財団法人日本防災協会から講師を招き防災製品等の設置を促進するため、講演会「演題：身の回りの防災化による防火の推進」を開催しました。

各婦人防火クラブ員が防災製品等の有効性を認識し、クラブ員から各町内へ普及する事を期待しています。

**防災品には
火がふれても
燃えにくい
特長があります。**

防災品には、割烹着、エプロンなどのキッチンウェア、ふとん、シーツ、寝巻きなどの寝具類、バイクや自動車などのボディーカバーなどがあります。

防災品

非防災品

着衣着火にご用心!

防災のキッチンウェアなら、こんろでの調理中も安心ですよ。

「新たな創業へ、奮起せよパイオニア精神！」

工事用シートの開発と品質管理

萩原工業株式会社 合成樹脂事業 ターピー事業部 品質管理課 有岡 徳昭

1. 会社概要

1962年に創業した萩原工業株式会社の製品は、創業当時から手がけた「モノフィラメント」と呼ばれる断面が丸いポリエチレン製の糸の生産とその素材から派生する製品群。

そして主力製品の扁平な糸「フラットヤーン」の生産とその強くて軽く、優れた耐久性と言う特性を活かした多種多様な製品群。

さらには、その生産過程の品質向上で培った「切る・伸ばす・巻く」という加工技術から生まれた生産加工機器の設計・製造を行っています。

一般の人々にはイメージが湧きにくいと思われかもしれませんが、具体的にはブルーシート、レジャーシート、人工芝や土のう袋などがあり、その製品群は40種を超えています。中でもブルーシートは全国で4割のシェアを占めています。このシート類に使用しているハトメには「HAGIHARA」刻印を目にする事が出来ます。

また、機器の中核は、薄い素材を巻いて切るのではなく、切ってから巻く事でその品質を高める機器であり、食品に付く調味料が入っているフィルム状容器の材料やレジシートなどを切って巻く機械で、このレジシートを製造する紙スリッター機は7～8割の市場を持っています。

創業より50周年の節目を経過した萩原工業の製品は、人々の暮らしから産業活動まで、意外と身近にあります。



本社工場群



本社事務所

2. 経営理念

萩原工業の経営理念は「フラットヤーン技術を大事にしながら常に変革し続け、世のため人のために役立つ会社であろう」です。企業を取り巻く環境が目まぐるしく変動する中で、萩原工業は常に「変革」をテーマに掲げて企業活動を行ってきました。

変革 (innovation) というものは、日々の本当に小さな、たとえば紙1枚の改良 (improvement) から生まれるものです。「継続は力なり」といいますが、常に一歩先

を目指して粘り強く進んでいきます。

3. 品質方針

顧客の品質要求事項をみたとすように品質管理活動を行い、今後も下記を達成するための活動を推進します。

- (1) 顧客ニーズと期待、および法規制などの要求内容を把握し、私たちが製品を造り込む際の要求事項を明らかにし、これを満足する製品を提供し続けます。
- (2) さらに魅力ある品質を達成できるように、品質マネジメントシステムを継続的に改善していきます。
- (3) 品質方針を達成するために、品質目標を設定し、随時この見直しを行います。
- (4) 品質方針は種々の機会を捉えて、組織全体に伝達し、品質マネジメントシステムの確実な運用を行います。
- (5) 品質方針が常に私たちにとって適切であり続けるように、私が見直しを行います。

2004年にISO9001の認証を取得すると共に、品質方針に従い常にお客様に満足して頂けるように、継続的な品質改善活動を推進しています。

4. 行動規範

- (1) 法令遵守
私たちは、各種法令や社内規定を遵守し、高い倫理観を持った事業活動を行います。
- (2) 顧客満足
私たちは、公正・自由な競争のもとに、安全で顧客ニーズにかなう製品・サービスを提供します。
- (3) 透明な関係
私たちは、事業活動の透明性に努め、企業情報の開示を的確に行います。
- (4) 働きやすい環境

私たちは、互いの人権を尊重し、差別のない安全で働きやすい環境の確保を図ります。

- (5) 環境への配慮
私たちは、地球環境へ与える事業活動の影響を認識し、環境問題に取り組みます。
- (6) 国や地域との協調
私たちは、各国・地域の文化、習慣を尊重し、現地の発展に貢献します。
- (7) 反社会的勢力および団体への対応
私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持ちません。

5. 弊社の製品紹介

1974年にブルーシートの業界初、糸・織・ラミネートの一貫生産工場としてターピー工場が竣工され、様々なシート製品を世に送り出してきたなかで、ブルーシートの生産技術を基盤にして、ポリエチレン樹脂 (PE) やポリプロピレン樹脂 (PP) 製の防災シートやロール状の防災クロスを生産・販売を行うと共に、常に新しい防災品の開発にも積極的に着手してきました。

なかでも、建築工事現場では、防災シートが重量物である為、運搬や設置作業の負荷が掛かっている事に着目して、防災性能を維持したうえで、作業者の負荷を軽減する製品重量の軽い様々な防災物品を開発して販売しています。

- (1) PE防災シート・クロス
当社防災物品の先駆け製品で、建築、建設などの壁面養生材や橋梁工事などの床面養生、また資材カバーや火災対策用の野積カバー等で広くご使用頂いており、ご使用の用途に合わせて、各種規格サイズのシート製品とロール状のクロス製品があります。
用途としては、建築、建設などの壁

面養生や、橋梁工事などの床面養生、また資材のカバーや火災対策用の野積カバーなどにご使用頂いています。



PE防災シート使用例

(2) 透光防災シート・クロス

防災シートは白色が多いのですが、シートで周囲を囲むと、光透過が少なく薄暗くなるため、投光器等による照明が必要となるケースが多々有りますが、この製品は防災性能の維持と光透過性の改善を行った製品であり、足場サイズに合わせたシート製品とロール状のクロス製品があります。

用途としては、建設土木工事現場の養生、明かり取り、工場内の間仕切りカーテンなどにご使用頂いています。



透光防災シート使用例

(3) スーパーライト防災クロス

防災性能と軽さを追求したロール状のクロス製品ですので、必要な寸法に

現場でカットして使用して頂けます。

また、PE防災クロスと比較して、重さが40%の軽量化されていますので、作業者の作業負荷の軽減されている製品です。

用途としては、橋梁足場の床面養生や建築、建設工事での養生カバーなどにご使用頂いています。



スーパーライト防災クロス使用例

(4) PEソフト防災クロス

PE防災クロスと比べて、柔らかくしなやかに仕上げると共に、摩擦抵抗を大きくした事で、床養生用として使用した場合でも、滑りにくく仕上げた製品です。

用途としては、建築、建設などの壁面養生や橋梁工事などの床面養生、また資材のカバーや火災対策用の野積カバーなどにご使用頂いています。



PEソフト防災クロス使用例

(5) その他

ポリプロピレン素材のメッシュシートや防音シート、塩ビ製の防災シートや防音シート等の様々な防災製品を取り扱っています。

6. 防災性能の管理

防災性能試験は、防災物品の工事用シート等にあつては、法令の基準、また各種防災製品にあつては、防災製品認定委員会が定めた、防災製品性能試験基準に則つた方法で試験を行っています。すべての防災品は抜き取り検査をそれら方法で行い、常に性能の維持管理につとめています。

7. 燃焼試験機

品質管理課が保有して製品検査に使用している燃焼試験機と、新製品の開発段階での性能確認に使用している燃焼試験機の2台体制で、常に性能監視を行っています。



燃焼試験機

8. 最後に

「常なる革新、常なる創造」

人も企業も生きていくのではなく生かされています。

企業にはそれぞれこの世にあつて果たすべき使命・役割があります。

これからも萩原工業は、フラットヤーン技術が醸し出す製品や関連機械を通じて、世の中の人々がより安全で快適に、そして効率的経済的活動が出来るように努力いたします。

人と製品が活性し続ける企業、それが萩原工業なのです。



いたずら火災をどう防ぐ

ノンフィクション作家 高見澤たか子

小さな油断が事故を生む

今年も夜になると、公園の方角から威勢のいい花火の音が聞こえるようになった。シュルシュルシュルというロケット花火の音に混じって、子どもたちの笑い声が響くと「ああ、夏休みが来たんだな」と思う。暗闇を切り裂くように広がる何色もの光、色とりどりの包装紙も楽しい。子どもでなくても、花火は楽しみな夏の風物詩だ。

だが、きれいな包装紙にくるまれてはいるが、花火は危険な爆薬だ。しかも扱う主役は子どもたちだということを忘れてはならないと思う。幼い子どもの場合は、大人が付き添うのが常識だが、それでもやけどの事故は後を絶たない。

もう一つは、大人の手を離れて遊ぶ中・高生たちの花火遊びも、家庭や学校で、扱い方によく注意する必要があると思う。わが家は公園の近くにあるため、

ときどき打ち上げ花火やロケット花火の残骸を庭で見つけることがある。もちろん空中で燃え尽きたものだから、草むらの中で火がつくということもないと思うが、夏の乾燥し切った環境を考えると、決していい気持ちはしない。万一の危険を考えて、「絶対に人家へ向けて発射させない」という約束ごとは必要ではないだろうか。

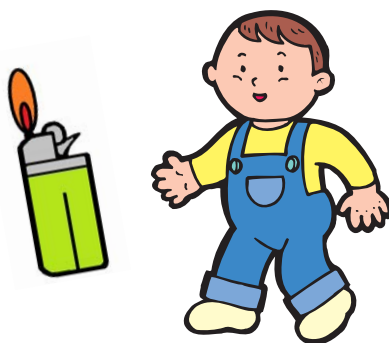
何年前か、近くの高校の前を通ったとき、高校生たちが爆竹を走る車めがけて投げて、大きな音が出るのを面白がっていた。車の運転者が、もしも爆竹の音に驚いて一瞬脇見をしたり、急ブレーキをかけたたりして、道を通る人に接触でもしたら……あるいは自転車やバイクに乗っている人だって驚くに違いない。

だれか「危険だからやめなさい」と言わないかとしばらく見ていたが、通行人は迷惑そうな顔で通り過ぎるがだれも何も言わない。それで思わず私は、大声で怒鳴ってしまった。高校生たちは、ちょっとびっくりした顔でこちらを振り返ったが、案外素直に言う事を聞いて、その場を立ち去った。

この話を友人にしたら、『うるさい、ババア!』なんて言われて、殴られてけがでもしたらどうするの」と、逆にたしなめられてしまった。確かに、運が悪ければそういうこともあり得る。だが、大



人が見て見ぬふりをするところこそ、子どもたちの防災意識をあいまいにすることになりはしないだろうか。小さいはずらや不注意が、ときには大きな事故につながるかもしれないという警戒心は、自分の身を守るためにも、また火災などを防ぐ歯止めになることだと、繰り返し真剣に教えるべきだと思う。



ライターをさがして！

たばこをやめてから、ライターも用なし。いまでは、引き出し、鞆、ペンケース、ジャケットのポケットなど、家のあちこちにちらばって、眠っている、という人は少なくないと思う。高価なものでもないのに、手間をかけてさがすほどのものでもなし、目につけば、ポイとごみ箱に捨てればすむ。いま、使い捨てライターの流通量は約5億個だと言われている。たばこを吸わない私は、「えっ、そんなにたくさん？」とびっくりしてしまうが、宣伝用の名入りのものや、おもしろい形にデザインされたおまけ用のものなど、使い捨てライターは世の中に溢れている。

ただし、いま市販されているものは、子どもが火をつけにくくしたCR（チャイルド レジスタンス）つきで、消費者が安全に使えるように安全基準を満たした「特定製品（PSCマークつき）」に限られている。規制が始められたのは、2010年12月27日からである。翌年9月には経過措置が終わり、PSCマークつきでなければ売れなくなった。こうした規制ができた陰には、何人かの痛ましい犠牲があつてのことだ。

2010年2月、小田原市のスーパーの駐車場で、車が燃え出して、中にいた4歳の女の子と3歳の男の子が従業員に助け出された。二人は大やけどを負ったが、命は取り留めた。二人がいた後部座席からは、ライターが発見された。

同年4月2日には、北海道で起こった車両火災で、生後7カ月の双子の赤ちゃんと、2歳と3歳の四人のきょうだいが発見された。24歳の若い父親は、エンジンをかけたまま車を離れ、実家に立ち寄って30分ほど立ち話をした、火災はその間のことで、車内にあった使い捨てライターが原因と特定された。父親の話によると、3歳の女の子がライターに興味を持って遊びたがるので、取り上げて注意したばかりだったという。

やはり2010年の11月、水戸市の県営団地で起きた火災で、母親の留守に2歳の男の子と1歳の女の子が、逃げようとしたのか玄関で倒れて亡くなっているのが発見された。二人の寝ていたベッドは、マットの周辺が激しく燃えていて、使い捨てライター5個とマニキュアが落ちていた。

価格の安い使い捨てライターは、さがして見当たらないと、気軽に新しいのを買ってしまふ。家の中、車の中のどこかに幾つか転がっていることはわかっているけれども、価格の安さから、たいていの人が真剣にさがそうとはしない。2歳の男の子がおもちゃとして、5つものライターをコレクションしていたことを親は知っていたのだろうか？ 子どもの事故ばかりでなく、簡単に着火するしかけが災いして、車のシートの中にずり落ちていたライターが何かの拍子に着火して、車が火事になったという事件もある。大人の眼

にははいらなくても、興味のあるものなら子どもは目ざとく見つける。子どものいる家庭では手持ちの個数を点検して、きちんと管理しておくくらいの注意は必要ではないか。

子どもの好奇心を甘く見るな

大人たちは、どうしてこんなに幼い子どもたちが、ライターを操作して、点火することができるのだらうと、不思議に思うに違いない。だが自分の子育ての経験を振り返ってみても、子どもの好奇心は、大人が想像する以上に強く、しかも持続的で、あくまでも興味の対象に向かって行くということを強調したい。

息子が3歳の頃だったらうか、ガス器具の定期点検で、検査員の人が台所のガスコンロやオーブンレンジを調べに来た。何事もなく検査は終わったのだが、検査員の人が帰った後、部屋の中が妙にガス臭い。ガスレンジの給湯器もちゃんと閉まっているのに、検査員の人が何かおかしいことをしたのではないか……そんな疑いも湧いてきて、不安になった。営業所に電話をすることを思い立ったが、もう一度点検してから、と気を取り直してクンクン嗅ぎまわっているうちに、オーブンのあたりが特に臭う。よく見るとスイッチが「開」になっているではないか。元栓はいつも締めておくのに、オーブンの下にあるふたを開いてみると、なんと元栓も「開」になっている。



あわてて元栓を閉め、レンジのスイッチも「閉」に戻したが、まさかオーブンから生ガスが出ていたとは！ だが検査員の人が、閉め忘れてりするはずがない。そこでもしやと思って、母親についてまわっていた息子に、「ぼくがここさわったの？」とたずねると、間の悪そうな顔をして、こっくりと頷いた。そう言えば、検査員の人についてまわって、その動作をじっと観察していた……大人よりずっと低い息子の目線は、オーブンのスイッチに吸い寄せられるだろうし、ふだん開けてみたこともない床に近いオーブンの下の扉を検査員の人が開いて、元栓をいじっているのをまねしてみたかったのかもしれない。まだ夕飯の支度にとりかかる前だったので、ガスレンジも電気釜も点火しなかったのが幸이었다。

「ああ、このチビが、なんていうことを！」と全身の力が抜けていくように感じたことを思い出す。子どものあくなき好奇心は、2歳であろうが3歳であろうが、大人の想像をはるかに超えるほどたくましい。数年前に買い替えたガスレンジの操作ボタンの下に、小さな突起の「チャイルドロック」がついているのを見つけて、何かほっとした思いがした。どんなに叱っても、隠しても、子どもの好奇心を完全に封じることができない。となればしつくと同時に、危険なものは子どもが操作できないようにすることではないだろうか。使い捨てライター規制も、欧米での規制から何年も遅れてようやく実現した。大人が目線でだけ見ていては子どもの心の動きや行動はわからない。

反抗期の子どもたちは

年に一度、高校時代の恩師S先生を囲んで、数人の友人たちが集まる。先日その会の席上で、私たちの昔の悪行が話題になり、大いに盛り上がった。そのときやんちゃな男の子だったM君が、修学旅



行先の宿泊した旅館で、何人かの仲間と押入れの中でたばこを吸っているところをS先生に見つかり、いきなり平手打ちをされ、「火事になったらどうするんだ!」と厳しく叱られたことを話題にした。

「先生、あのときの先生はほんとに怖かったですよ、火事になったらなんてこと、ぼくたちはまったく考えもしないで面白半分でたばこを吸っていたんですからね。親はごまかせるけれど、先生はごまかせないって思いました」、M君の素直な告白に一同大笑いをしたが、さて自分の子どもとどれほど真剣に向き合っているかということも改めて考えさせられた。

子どもの喫煙のことで悩む親は少なくないが、健康や心の問題と同時に、火災の原因の上位にあるたばこの扱いについては、親も十分に注意しなければならないと思う。M君は、わが子が思春期の頃

たばこを隠れて吸うことがなぜいけないかの事例を挙げて、子どもと繰り返し話し合ったという。単に道徳論ではなく、思わぬ災害に発展しかねない恐ろしさを、話して聞かせた。

「その原点が、先生のぴんたですよ、あとから先生がたばこが原因で、煙にまかれて、ベッドに寝たまま死んでしまった人のことや、学校が丸焼けになったかもしれない体育室のボヤ事件なんかの例をこんこんと説教されて、ぞっとしましたね。おれたちは、そんな危ないことをしてたのか、なんて初めて気がついたんですよ」

思い出話に一同盛り上がったが、そのときのS先生の気迫が、よほどすごかったのか、M君にとっては、わが子の子育ての参考にもなったようだ。

かつての教え子たちの話をにこにこしながら聞いていたS先生は、「いやあ、いきなりぴんただなんて、ぼくも若かったんですねえ。しかし子どもを危険から守ろうとしたら、大人にもそれなりの覚悟は必要ですね。片手間ではだめです。諸君もようやく親の苦労がわかったということでしょう」と印象深い話をされた。

防災教育も、標語やポスターだけでは足りない。一人ひとりの子どもと真剣に向き合うことから、教師も親もはじめなければならないということだろうか。



高見澤たか子 プロフィール

東京生まれ。ノンフィクション作家。高齢社会における社会福祉、住まい、人間関係などを中心に評論、講演活動。『終のすみかのつくり方』（集英社文庫）、『ごめんね、ぼくが病気になって』（春秋社）など著書多数。

海外におけるカーテンの 防炎性の試験方法と判定基準

(公財)日本防災協会 技術部

日本防災協会では調査研究事業として、海外の防災規制及び認定制度等の調査研究を行っている。

前回の布張り家具に続き、米国（連邦）、米国（カリフォルニア州）及び英国におけるカーテンの試験方法と判定基準を紹介する。

●カーテンの試験方法及び判定基準

カーテンは米国（連邦）、米国（カリフォルニア州）及び英国のいずれでも、流通する全ての製品に一定の防炎性能を要求する『製品の防炎化』の規制はない。特定用途の建築物に適用する『建物用途別規制』のみがある。

①米国（連邦）

IBC（International Building Code）及びIFC（International Fire Code）が学校等の特定の建物で使用されるカーテンに対し防炎性能を規定している。IBC及びIFCはほぼ全ての州で採用されているため、米国（連邦）で取り扱う。

試験方法	a) NFPA※規格701「布地及びフィルムの火災伝播燃焼試験手順基準」 (Standard Methods of Fire Tests for Flame Propagation of Textiles and Films)
判定基準	同上

※全米防火協会（National Fire Protection Association）の略

●試験方法

a) NFPA規格701「布地及びフィルムの火災伝播燃焼試験手順基準」

NFPA 701におけるカーテンの試験方法（Method 1）の概略は、垂直に保持した試験サンプルの下部表面をバーナーで45秒間接炎して、試験サンプルの残炎時間及び重量損失率を測定し、評価するものである。

NFPA 701におけるカーテンの試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

1. 前処理された(150mm ± 5mm) × (400mm ± 5mm) ((5.90 ± 0.2) × (15.80 ± 0.2) インチ) の試験サンプルを10枚作成する
2. 試験サンプルの重量を測定する
3. 試験サンプルを垂直に保持する
4. 試験サンプル下部表面を規定のバーナーで45 ± 1秒間接炎する
5. 残炎時間及び重量を測定する

●判定基準

a) NFPA規格701「布地及びフィルムの火災伝播燃焼試験手順基準」

以下の条件を全て満たすこと。

1. 残炎時間が2秒を超えないこと
2. 重量損失の平均が40%を超えないこと

②米国（カリフォルニア州）

米国（カリフォルニア州）の試験方法及び判定基準は、以下の規則に定められている。米国（連邦）のNFPA規格701に加え、公共の建物で使用されるカーテンについては独自の防災規制がある。

試験方法	a) NFPA規格701「布地及びフィルムの火災伝播燃焼試験手順基準」 (Standard Methods of Fire Tests for Flame Propagation of Textiles and Films) b) 19CCR※セクション1237「耐火性（小規模試験）」 (Fire Resistance (Small Scale Test)) c) 19CCRセクション1237.2「耐火性（大規模試験）」 (Fire Resistance (Large Scale Test))
判定基準	同上

※カリフォルニア規則集（California Code of Regulations）の略

●試験方法

a) NFPA規格701「布地及びフィルムの火災伝播燃焼試験手順基準」

米国（連邦）と同様。

b) 19CCRセクション1237「耐火性（小規模試験）」

19CCR1237（小規模試験）における試験方法の概略は、垂直に保持した試験サンプルを下部からバーナーで12秒間接炎して、試験サンプルの残炎時間及び炭化した長さを測定し、評価するものである。

19CCR1237（小規模試験）における試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

1. 2.5×12.5インチ形状以上の大きさの試験サンプルを6枚作成する
2. 試験サンプルを垂直に保持する
3. 試験サンプル下部の中心部を規定のバーナーで12秒間接炎する
4. 残炎時間及び炭化した長さを測定する

c) 19CCRセクション1237.2「耐火性（大規模試験）」

19CCR1237.2（大規模試験）における試験方法の概略は、垂直に保持した試験サンプルを下部からバーナーで2分間接炎して、試験サンプルの残炎時間及び炭化した長さを測定し、評価するものである。

19CCR1237.2（大規模試験）における試験手順の概略は次の通りである。

【手順】

1. 5インチ×7フィート形状以上の大きさの試験サンプルを6枚作成する
2. 試験サンプルを垂直に保持する
3. 試験サンプル下部の中心部を規定のバーナーで2分間接炎する

4. 残炎時間及び炭化した長さを測定する

●判定基準

a) NFPA規格701「布地及びフィルムの火災伝播燃焼試験手順基準」

米国（連邦）と同様。

b) 19CCRセクション1237「耐火性（小規模試験）」

以下の条件を全て満たすこと。

1. 残炎時間が2秒を超えないこと
2. 炭化した長さの平均が3.5インチを超えないこと
3. 炭化した長さ6インチを超えるサンプルがないこと

c) 19CCRセクション1237.2「耐火性（大規模試験）」

以下の条件を全て満たすこと。

1. 残炎時間が2秒を超えないこと
2. 炭化した長さ10インチを超えるサンプルがないこと

③英国

英国では各用途の建物の監督官庁が規則を制定する場合がある。ここでは、病院や療養施設等ヘルスケア施設を例に挙げる。

病院や療養施設等ヘルスケア施設の防火規制は火災安全規則HTM87（Health Technical Memorandum 87 Firecode Textiles and Furniture）に規定されている。具体的な試験方法及び判定基準は、以下の規格に定められている。

試験方法	a) BS EN ISO 6941「布地 - 燃焼特性 - 垂直方向の試験片の燃焼速度特性の測定」 (Textile fabrics - Burning behaviour - Measurement of flame spread properties of vertically oriented specimens) b) ISO 15025「防護服 - 熱及び火炎に対する防護 - 限定された火災伝播の試験方法」 (Protective clothing - Protection against heat and flame - Method of test for limited flame spread)
判定基準	・BS 5867-2「カーテン及びウインドブラインド用布地 - パート2: 燃焼性要求事項 - 仕様」 (Fabrics for curtains, drapes and window blinds - Part 2 : Flammability requirements - Specification)

●試験方法

a) BS EN ISO 6941「布地 - 燃焼特性 - 垂直方向の試験片の燃焼速度特性の測定」

BS EN ISO 6941における試験手順の概略は次の通りである。

【表面着火（Surface ignition）試験の手順】

1. 560mm×170 mmの試験サンプルを6枚作成する
2. 試験サンプルのエッジ部に沿って直径約4mmの穴をあける
3. 決められた3ヵ所（上部、中部及び下部）に印をつける（マーカー）
4. 試験サンプルを試料ホルダーにおき、試料ホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの表面を規定のバーナーで10秒間接炎する

6. 接炎中及び接炎後にわたり、3ヶ所の各マーカーまでの燃焼時間を測定する

【下側エッジ部着火 (Bottom edge) 試験の手順】

1. 560mm×170 mmの試験サンプルを6枚作成する
2. 試験サンプルのエッジ部に沿って直径約4mmの穴をあける
3. 決められた3ヶ所 (上部、中部及び下部) に印をつける (マーカー)
4. 試験サンプルを試料ホルダーにおき、試料ホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの下側エッジ部を規定のバーナーで10秒間接炎する
6. 接炎中及び接炎後にわたり、3ヶ所の各マーカーまでの燃焼時間を測定する

b) ISO 15025 「防護服 - 熱及び火炎に対する防護 - 限定された火災伝播の試験方法」

ISO 15025における試験手順の概略は次の通りである。

【A (表面着火) 試験の手順】

1. (200 ± 2) mm × (160 ± 2) mmの試験サンプルを6枚 (1セット3枚) 作成する
2. 試験サンプルの各コーナーに直径約4mmの穴をあける
3. 決められた位置に印をつける (マーカー)
4. 試験サンプルを試料ホルダーにおき、試料ホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの表面を規定のバーナーで10秒間接炎する
6. 試験を観察し、残炎時間及び残じん時間を測定する

【B (下側エッジ部着火) 試験の手順】

1. (200 ± 2) mm × (160 ± 2) mmの試験サンプルを6枚 (1セット3枚) 作成する
2. 試験サンプルの各コーナーに直径約4mmの穴をあける
3. 決められた位置に印をつける (マーカー)
4. 試験サンプルを試料ホルダーにおき、試料ホルダーを垂直方向にセットする
5. 試験サンプルの下側エッジ部を規定のバーナーで10秒間接炎する
6. 試験を観察し、残炎時間及び残じん時間を測定する

●判定基準

BS 5867-2 「カーテン及びウインドブラインド用布地 - パート2:燃焼性要求事項 - 仕様」

以下の条件をそれぞれ満たすこと。

【タイプA】

BS EN ISO 6941における試験方法で、少なくとも4つの試験サンプルで最下部境界の燃焼が垂直方向いずれのエッジ部にも到達しないこと、かつ1番目 (下部) のマーカーまで燃えないこと

【タイプB】

1. ISO 15025における試験方法で、試験サンプルに穴が開いていない、または試験サンプルの最下部境界の燃焼がトップ (top) エッジ部または垂直方向いずれのエッジ部にも到達しないこと
2. 1つの試験サンプルが上記に適合しない場合、さらに6つの試験サンプルで試験を実施し、全ての試験サンプルで上記に適合すること

【タイプC】

ISO 15025における試験方法で、試験サンプルに穴が開いていない、または試験サンプルの最下部境界の燃焼がトップ（top）エッジ部または垂直方向いずれのエッジ部にも到達しないこと、かつ残炎時間または残じん時間が2.5秒を超えないこと

④比較表

各国の試験方法と判定基準を以下に示す。

国・州	試験方法	判定基準
米国（連邦） 【建物用途別規制】	① NFPA701（バーナー）	
	① バーナー炎に接炎し、サンプルの残炎時間及び重量を測定する	① 残炎時間が2秒を超えないこと。重量損失の平均が40%を超えないこと
米国（カリフォルニア州） 【建物用途別規制】	① NFPA 701（バーナー） ② 19CCR1237（バーナー）	<大規模試験> ③ 19CCR1237.2（バーナー）
	① 連邦と同様 ② バーナー炎に接炎し、残炎時間及び炭化長を測定する（接炎時間12秒） ③ バーナー炎に接炎し、残炎時間及び炭化長を測定する（接炎時間2分）	① 連邦と同様 ② 残炎時間が2秒を超えないこと。炭化長の平均が3.5インチを超えないこと。炭化長が6インチを超えるサンプルがないこと ③ 残炎時間が2秒を超えないこと。炭化長が10インチを超えるサンプルがないこと
英国 【建物用途別規制】 (例) HTM87（病院、療養施設等ヘルスケア施設に関する火災安全規則）	①-1 BS EN ISO 6941：表面着火性（バーナー） ①-2 BS EN ISO 6941：下側エッジ部着火性（バーナー） ②-1 ISO15025：表面着火試験（バーナー） ②-2 ISO15025：下側エッジ部着火試験（バーナー）	●BS 5867-2
	①-1 サンプルの3箇所に印を付け、サンプル表面をバーナーに接炎し、3箇所の印までの燃焼時間を測定する ①-2 サンプルの3箇所に印を付け、サンプル下側エッジ部をバーナーに接炎し、3箇所の印までの燃焼時間を測定する ②-1 サンプル表面をバーナーに接炎し、残炎時間及び残じん時間を測定する ②-2 サンプル下部エッジ部をバーナーに接炎し、残炎時間及び残じん時間を測定する	●タイプA【BS EN ISO 6941関連】 少なくとも4つの試験サンプルで最下部境界の燃焼が垂直方向いずれのエッジ部にも到達しないこと 他 ●タイプB【ISO15025関連】 試験サンプルに穴が開いていないこと 他 ●タイプC【ISO15025関連】 試験サンプルに穴が開いていないこと。残炎又は残じん時間が2.5秒を超えないこと 他

防災品奏効事例

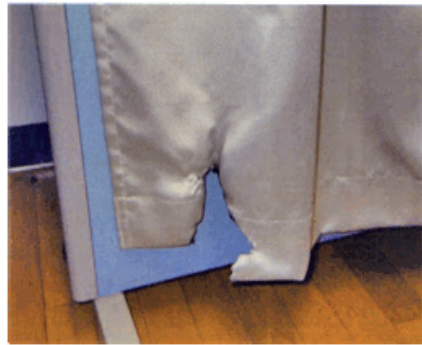
東京消防庁

最近の火災の中で、防災品を使用していたために、被害の拡大を防げた事例を紹介します。

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
①平成23年1月 特別支援学校の更衣室 (防災規制対象)	更衣室内のカーテンに何者かが何らかの火源を用いて放火したものの。教諭が生徒と共に2階の更衣室に入室したところ、プラスチックが燃えるような臭気を感じたため、周囲を確認すると、カーテンが焦げているのを確認した。	カーテンの生地はポリエステル100%製で、接炎したため焼損したが、防災品であったため下部の一部（底辺10cm、高さ10cmの三角形）の焼損に止まった。



①の一部焼損した防災カーテン（左下が焼損部分）



①の焼損部分の拡大写真

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
②平成23年1月 中学校の教室 (防災規制外)	教室内のカーテンに何者かが何らかの火源を用いて放火したものの。生徒からの報告により、教諭がカーテンに燃えた跡があることを発見した。	接炎したために焦げてはいるが、防災品であったため、縦7cm、横2.5cmの範囲の焼損に止まった。



②の一部焼損した防災カーテン（右側が焼損部分）



②の焼損部分の拡大写真

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
③平成23年2月 事務所の一般事務室 (防災規制外)	何者かが事務所窓ガラスを割り、窓ガラス付近の可燃物に何らかの火源を用いて放火したもの。警備会社に火元建物の火災と人感センサーの信号が入り、警備会社職員が現場に向かい、鍵で正面玄関の鍵を開放すると、玄関ロビー内が白煙で充満しているのを発見した。	窓ガラスに防災の布製ブラインドが設置されており、当ブラインドのみの一部の焼損と全体的な煤けに止まり他への延焼はなかった。
④平成23年5月 事業所の体育館 (防災規制外)	体育館のトレーニング室の冷暖房機電源コードがトラッキングを起こしたものの。 ベルが鳴動したので従業員が1階の受信盤を確認したところ、2階を表示していたので、2階に行くと窓のカーテンの下部から炎と煙が立ち上がっているのを発見した。	床置きコンセント上部に掛かっていたカーテン2枚の下部が焼損したが、防災のカーテンであったため、それ以上の延焼はなかった。
⑤平成24年5月 病院の休憩所 (防災規制対象)	何者かが病院内の休憩所と廊下を仕切る布製パーティション（防災物品の種類としてはカーテン）に放火したもの。	接炎部が焦げているが（縦5cm、横2cm）、防災カーテンであったため他への延焼はなかった。



④の下部が一部焼損した防災カーテン



⑤の下部が一部焼損したパーティション
(防災カーテン)



以下は自動車やバイクのボディカバーに関する事例 (同一日、同一地域における放火事例)

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑥平成24年6月 住宅敷地内	何者かが敷地内の自動車のボディカバーに放火したものの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑦平成24年6月 住宅敷地内	何者かが敷地内のバイクのボディカバーに放火したものの。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑧平成24年6月 住宅敷地内	何者かが敷地内のバイクのボディカバーに放火したものの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑨平成24年6月 屋外駐車場	何者かが敷地内の車のボディカバーに放火したものの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑩平成24年6月 屋外駐車場	何者かが敷地内の車のボディカバーに放火したものの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。



上は2枚とも⑥の放火され一部が焦げた防災ボディカバー

活躍してます！防災品

ガスコンロのそばを離れる時は必ず火を消す習慣をつけてくださいな。

万が一にそなえて防災品を！
消子ちゃん

専用住宅に住んでいるAさんは、天ぷら鍋に油に火をつけたまま、その場を離れたことから、天ぷら油が過熱し火災となりました。

2階から吹き出した炎は隣家にも達しましたが、隣家は窓に防災カーテンが使用されていたため、炎を遮断し、建物内部への類焼を免れました。

隣の家が火災！近づく炎を防災カーテンが遮断。

バリアフリー展2013出展報告

(公財)日本防災協会 広報室

平成25年4月18日(木)から20日(土)までインテックス大阪に於いて「バリアフリー展 2013 大阪」が開催されました。

昨年に引き続き、大阪での大きな展示会として出展致しました。今年も“高齢者・障害者の快適な生活を提案する総合福祉展”として開催され、介護・病院・施設職員をはじめ、障害者とその家族、学生、住宅関連企業の方々などを中心に一般の特に年配の方またご家族連れで昨年以上に盛況でした。



3日間の入場者数も93,290人(主催者発表)となりました。

協会ブースでは各種防災品の展示、防災品説明パネル、DVD映像、燃焼比較実験を行い大勢の方に立ち寄りいただき防災の効果を確認していただく事ができました。

又、今回も防災品の認知度アンケート

(約1,000枚)を行い、一般の方がどれ位防災品を知って(使って)いただいているのかを調査しました。

アンケートに参加された方には“くじ引き抽選”を行い景品に防災製品や協会ノベルティを用意した所、大変好評でした。

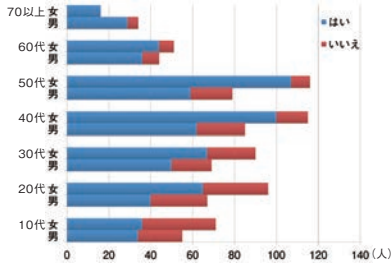
毎回どの展示会でも防災品を見て良いと思っても売っている所が分からない。協会で購入できますか? などのご質問を受けますので今回初めてノートPCを持ち込み、協会ホームページの「防災品取扱店検索」を開いてお客様にご案内する事ができ、こちらも好評でした。

展示会前に関西地区は大きな地震があり、阪神淡路大震災を思い浮かべたと言う方が多くブース内でも防災頭巾や布団に関心を示される方が多かったです。「大震災後、住宅は耐震化が強化されたが火が出たらまず延焼防止、身を守る、というのが一番。防災品は必要だね」とお客様にも言われました。

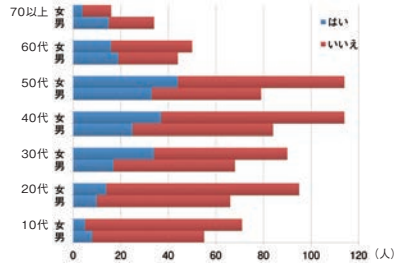


認知度アンケートの結果

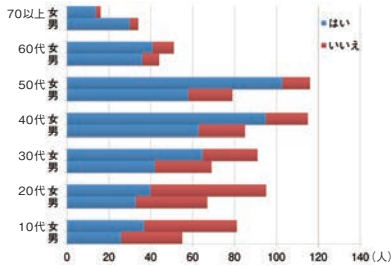
1. 防災という言葉を知っていますか



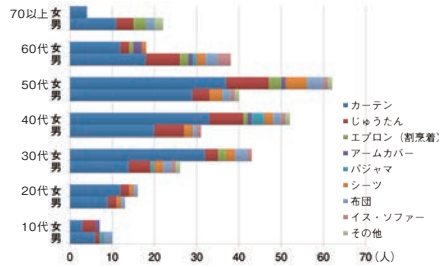
5. 防災品をすでにお使いですか



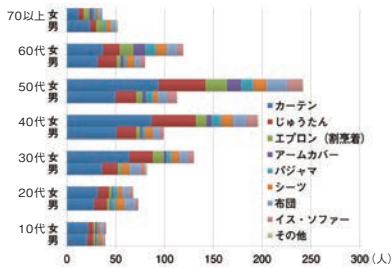
2. 防災品を知っていますか



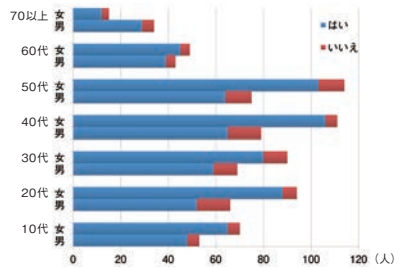
はいの方、何の種類をご使用ですか



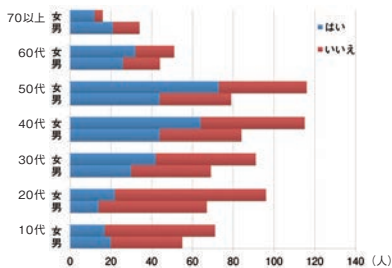
はいの方、何の種類をご存じですか



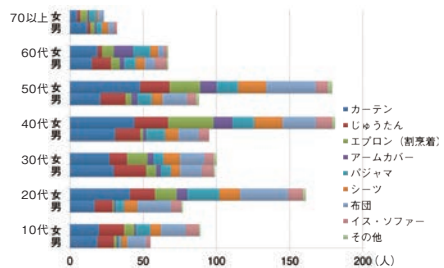
6. 防災品を使ってみたい (購入したい) と思いますか



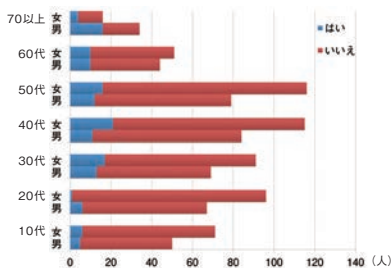
3. 物品ラベルをご存知ですか



はいの方、何の種類を使ってみたいです



4. 製品ラベルをご存知ですか



超高齢化社会と言われ、単身世帯の増加など自分の安全は自分で守る事が出来るように日頃から心がけて準備をしておくことが重要ではないでしょうか。協会では住宅防火に防災品が必要だと展示会などを通して広報してまいります。

消防関係専門紙（誌）代表者への 業務説明会開催

(公財)日本防災協会 広報室

平成25年7月2日（火）正午から、東京・ルポール麹町において恒例の消防関係専門紙（誌）代表者への業務説明会を開催いたしました。

日本防災協会・澤井理事長のあいさつ
の後、協会の平成24年度事業報告書及び決算報告書並びに平成25年度の事業計画を中心に説明があり、平成24年度は公益財団に移行した初年度の為、移行後の業務報告、決算項目の変更点などを中心に説明を行いました。その後、各出席者から各事項についての質疑に答える

かたちで意見交換が行われました。

なお、出席された消防関係専門紙（誌）は次のとおりです。

消防文化社
東京消防新聞社
㈱SPジャーナル
㈱消防時代
㈱近代消防社
㈱警備保障新聞新社
東京法令出版㈱



平成25年度消防機器等関係者表彰式 （（一社）全国消防機器協会会長表彰式） 開催される

（公財）日本防災協会 総務部

平成25年度消防機器等関係者表彰式が平成25年5月31日（金）にスクワール麹町「芙蓉の間」で開催され、消防機器、消防設備等の分野でそれぞれ功績のあった方々が表彰されました。防災関係では7名の方が受賞されましたので紹介します。

平成25年度消防機器等関係者表彰について

消防機器等関係者表彰は、①消防用機械器具等に関する発明、考察又は技術の向上若しくは普及に貢献し、他の模範となる者、②協会又は工業会等の業務の推進又は拡充に努め、その功績顕著である者、③企業等の近代化又は経営の合理化に努め、他の模範となる者を一般社団法人全国消防機器協会会長が表彰するもので、平成25年度は46名の方が受賞されました。





(左から岸氏、川合氏、地石氏、平良氏、松本氏、稲垣氏、岩本氏)

このうち、防災関係での栄えある受賞者は次の方々です。

平成25年度消防機器等関係者表彰受賞者（防災関係のみ）

氏名	所属	役職
稲垣 京祐	株式会社稲垣商会	代表取締役社長
岩本 基照	株式会社新日本プロセス広芸社	常務取締役
川合 泰三	株式会社サニクリーン	常務取締役
岸 英雄	岸工業株式会社	代表取締役社長
地石 正義	福井カーテンレース産業協同組合	工場長
平良 清治	全国防災加工振興会	副会長
松本 克己	株式会社リパコトレーディング	パブリックグループ参与

表彰式では、田上征全国消防機器協会会長の式辞の後、同会長からそれぞれの受賞者に対して賞状が授与されました。次いで来賓を代表して、岡崎浩巳消防庁長官（消防庁次長が代読）、日本消防検定協会理事長、一般財団法人日本消防設備安全センター理事長がそれぞれ祝辞を述べられました。

平成24年度事業報告書及び 決算報告書の概要

(公財)日本防災協会

平成25年6月3日(月)に開催された第7回理事会(定時)において平成24年度事業報告書(案)及び決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。次いで6月18日(火)に開催された第4回評議員会(定時)において平成24年度事業報告書(案)及び決算報告書(案)などが審議され、原案どおり可決されました。これらの事業報告書及び決算報告書は協会が公益財団法人に移行した平成24年5月1日から平成25年3月31日までの11か月を対象としています。その概要は以下の通りです。

平成24年度事業報告書

当協会は、平成24年5月1日付けで公益財団法人に移行し、新公益法人制度の下で再スタートすることとなった。移行準備期間中においても、協会の業務運営については、不断の見直し、改善に留意してきたが、平成24年度(平成24年5月1日から平成25年3月31日の間。以下同じ。)においては、公益財団法人への移行を契機に、当協会のさらなる意識改革、業務運営改革を進めるとともに、幅広い防災品の使用拡大に向けて品質管理指導を徹底し、防火・防災思想の普及・広報等を行った。平成24年度に実施した主な事業等の概要は以下のとおりである。

I 事業

1 共通事項

(1) 事業全般

公益財団法人への移行に伴い役員等を対象とした研修を実施し円滑な事業の推進に努めた。また、防災品に係る防災性能確認等のための試験及び審査、防災品に係る防災表示ラベルの交付及び適正管理、防災品に係る品質管理検査及び確認並びに関連事業者への指導等、防災技術向上のための専門技術者講習会、防火・防災思想普及に関する広報及び防災講座等の諸活動、国内外の防災関係機関との情報交流・資料収集等及び防災に関する調査研究等の事業を実施した。

(2) 広報・普及業務

平成24年度においては、消防機関、防災ボランティア、住民防災組織、消費者団体、社会福祉団体、会員等と連携した防災品の普及の促進、住宅防火対策等の推進、防災品店舗情報の拡充を通じた防災品の普及、地域における展示会や各種イベントへの参加を通じた防災品の普及、さらには多様な広報媒体を活用した防火・防災意識の高揚及び防災品の普及などに加え、創立50周年に当たり記念誌を発刊し、また記念講演会を開催するなど防災品の普及に努めた。さらに、新法人への移行を契機として協会ホームページをより分かりやすい構成・内容に刷新し、拡充して情報を提供することで防災品の普及を図った。

(3) 調査研究業務

防災品の防災性能の確認及び品質管理業務の推進、防災品の普及促進等を図るため、防災規制、防災性能試験、防災品普及の状況等の調査研究を実施し、調査結果をホームページ等

で紹介するなど情報の提供に努めた。

(4) 部会活動

会員が中心となって防災品に係る諸課題を検討する場として部会（11部会）を設置しているが、各部会では、防災品の普及、使用方法、環境問題への対応、性能試験法等に関し、情報を交換し、防災品の改善に資することを目的として活動しており、平成24年度の開催状況は以下のとおりである。

表1 部会の開催状況

区 分	開催の状況
カーテン等部会	25年3月8日
じゅうたん等部会	25年3月8日
整染部会	25年3月8日
重布染色加工部会	24年5月9日
合板部会	25年2月15日
二次加工部会	25年1月25日
寝具等部会	24年9月4日
広告幕部会	24年12月18日
布張家具等部会	24年7月19日
消防・防災用品部会	25年3月13日

2 防災物品総合管理事業（公益目的事業）

(1) 試験・技術業務

ア 試験業務

(ア) 防災物品等の防災性能確認試験

登録表示者からの申請による防災性能を有することを確認するための試験を、次表のとおり実施した。

表2 防災物品等の防災性能確認試験実施状況

防災物品等の種類	24年度試験件数
カーテン	917
布製ブラインド	166
工事用シート	89
合 板	12
じゅうたん等	610
防災薬剤	2
合 計	1,796

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

(イ) 防災物品等の品質管理等に係る試験依頼の受託

登録表示者の品質管理等のための防災性能試験を次表のとおり実施した。

表3 防災物品等の品質管理等に係る試験依頼の受託実施状況

防災物品等の種類	24年度試験件数
カーテン	120
布製ブラインド	29

工事用シート	360
合 板	17
じゅうたん等	233
消炎薬剤	2
合 計	761

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

(ウ) 東京試験室の移転・拡充

地震等災害時における試験業務の継続及び業務機能の拡充のため、東京試験室を本部と同じ建物に移転し、試験実施体制の整備を図った。

(エ) 東京試験室と大阪試験室の連携強化等による試験業務の迅速化

東京試験室及び大阪試験室の連携を強化し、試験業務、特に品質管理等に係る試験の業務処理の一層の迅速化を図り、納期の短縮に努めた。

(オ) 試験業務の効率化及び品質の向上

試験業務の効率化及び品質の向上を図るため、洗濯業務、消炎性能試験業務等の見直しを実施した。

イ 技術業務

(ア) 試験業務、登録確認業務等の効率化

試験業務、登録確認業務を紹介した協会のホームページの改善及び新業務管理システムの活用により、業務の効率化を図った。

(イ) 消炎物品関係の調査研究の実施

① 高層ビルの消炎品の使用実態の調査

東京消防庁と連携して、都内の高層共同住宅居住者と共同住宅販売事業者に対し、消炎品の使用実態をアンケート調査しその概要を取りまとめ公表した。

② 海外の消炎規制・規格等の調査結果の分析及び情報提供

一般家庭で使用される消炎品に関し、英国・米国を中心とした海外の法規制の実態調査結果を協会の創立50周年記念誌及び消炎ニュース等で公表した。

(ウ) 消炎物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況

消炎物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況は、次表のとおりである。

表4 消炎物品等の新規登録、登録失効及び再登録の状況

消炎物品等の種類	新規登録件数	登録失効件数	24年度末有効登録件数	
				再登録件数
カーテン	741	555	6,706	1,093
布製ブラインド	132	123	1,586	290
工事用シート	64	39	577	107
合板	4	0	131	28
じゅうたん等	544	593	6,561	1,467
消炎薬剤	2	6	64	12
合 計	1,487	1,316	15,625	2,997

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

(2) 品質管理等業務

ア 確認検査・審査の実施

登録確認機関として確認業務における品質管理に関し実施した確認検査・審査件数は、次表のとおりである。

表5 品質管理に関する確認検査・審査件数

区 分	製造業	防災処理業	輸入販売業	裁断・施工・縫製業	計
24年度件数	3	2	23	158	186
24年度末累計件数	545	996	712	30,453	32,706

イ 品質管理の推進

(ア) 登録表示者による品質管理状況の点検強化の推進

登録表示者の自社における品質管理の適正化のための点検の実施及び品質改善の指導を推進した。

(イ) 抜取・試買の実施

「防災ラベル等取扱い及び品質管理に関する規程」に基づき、次表のとおり防災物品の抜取及び市販品を試買し、防災性能確認試験を実施するとともに、不適合発生事業者に対して品質改善指導を推進した。

表6 防災物品の抜取・試買（試験）の実施状況

防災物品の種類	抜取試験件数	試買試験件数	抜取・試買試験合計件数
カーテン	60	334	394
布製ブラインド	28	0	28
工事用シート	55	0	55
合 板	0	72	72
じゅうたん等	40	0	40
合 計	183	406	589

(ウ) 定期調査の実施

登録表示者に対する定期調査の実施状況は、次表のとおりである。

表7 登録表示者に対する定期調査の実施状況

区 分	製造業・防災処理業	輸入販売業	合 計
24年度実施件数	79	38	117

ウ 防災物品ラベル等の交付業務

防災物品ラベル等の交付に当たり、その発行を適正に、かつ効率的に行った。防災物品ラベル等の交付状況は、次表のとおりである。

表8 防災物品ラベル等の交付枚数

(単位：千枚)

防災物品等の種類	24年度交付枚数
カーテン	9,103
布製ブラインド	1,167
工事用シート	5,765
合 板	944
じゅうたん等	1,251
防災薬剤	1
合 計	18,231

(注) カーテンには、カーテンのほか暗幕、どん帳その他舞台において使用される幕を含む。

(3) 広報・普及業務

- ア 消防機関、防災ボランティア、住民防災組織、消費者団体、社会福祉団体、会員等と連携して防災品の普及を促進し、建物火災及び住宅防火対策等の推進を図った。
 - (ア) 東日本大震災被災県内消防本部等に対する住民向け展示用防災品の配布
 - (イ) 東日本大震災被災住民、及び視覚障害者団体・東京都特別支援学校への防災品の提供
 - (ウ) 防災品の普及に携わる消防職員、消防団員及び建物火災対策を推進する防火管理者、地域の防災ボランティア等を対象に防災に関する知識の習得及び防火・防災意識の高揚を目的とした防災講座を全国41箇所（受講者3,155人）で開催
 - (エ) 消防機関が地域住民を対象に実施する防火・防災の意識の向上、防災品の普及広報活動の支援の一環として燃焼比較試験布等の防災研修支援資機材の提供
 - (オ) 小学生向けの防災啓発用DVDを作成し、全国の消防本部等に配布
 - (カ) 消防機関、全国消防長会等が主催する各種会議に参加し防災に関する情報の提供、意見の交換等
- イ 協会のホームページに掲載中の防災品小口販売店舗情報について、拡充して情報を提供することで利便性を高め、防災品の普及を図った。
- ウ 国際福祉機器展2012、バリアフリー 2012その他地域の各種イベントに参加し、防災品の普及を図った。
- エ 既存の広報媒体（広報誌、ポスター、パンフレット、リーフレット等）に加え新たにJR東日本のトレインチャンネル等を活用するなどより多様な広報活動を展開し、防火・防災意識の向上及び防災品の普及を図った。
- オ 創立50周年事業として、記念誌を発刊し配布するとともに、東京理科大学小林恭一教授及び（公財）市民防災研究所池上三喜子理事による記念講演会（参加者約120人）を開催するなど防災品の普及を図った。
- カ 公益財団法人への移行に合わせ、協会のホームページをより分かりやすい構成・内容に刷新し、拡充して情報を提供することで防災品の普及を図った。

3 防災製品開発・管理事業（収益事業1）

(1) 試験・技術業務

ア 試験業務

(ア) 防災製品の防災性能確認試験

防災製品の認定のため、防災性能を有することを確認するための試験を、次表のとおり実施した。

表9 防災製品の防災性能確認試験実施状況

防災製品の種類			24年度試験件数
① 寝具類	側地類		27
	詰物類	(中わた等)	
		(羽毛)	
	ふとん類		56
	毛布類		46
② テント類		}	290
③ シート類			
④ 幕類			
⑤ 非常持出袋			21
⑥ 防災頭巾等			23
⑦ 防災頭巾等側地			13
⑧ 防災頭巾等詰物類			13

⑨ 衣服類	材料	0
	完成品	8
⑩ 布張家具等		37
⑪ 布張家具等側地		4
⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー		0
⑬ ローパーティションパネル		7
⑭ 襖紙・障子紙等		0
⑮ 展示用パネル		36
⑯ 祭壇		0
⑰ 祭壇用白布		4
⑱ マット類		6
⑲ 防護用ネット		7
⑳ 防火服		5
㉑ 防火服表地		0
㉒ 木製等ブラインド		4
㉓ 活動服		3
㉔ 災害用間仕切り等		6
㉕ 作業服		3
合計		619

- (イ) 防災製品の品質管理等に係る試験依頼の受託
 防災製品の品質管理等のための防災性能試験を、次表のとおり実施した。

表10 防災製品の品質管理等に係る試験依頼の受託実施状況

防災製品の種類		24年度試験件数	
①寝具類	側地類	5	
	詰物類	(中わた等)	0
		(羽毛)	0
	ふとん類	6	
毛布類	1		
② テント類	}	262	
③ シート類			
④ 幕類			
⑤ 非常持出袋		3	
⑥ 防災頭巾等		1	
⑦ 防災頭巾等側地		2	
⑧ 防災頭巾等詰物類		1	
⑨ 衣服類	材料	3	
	完成品	2	
⑩ 布張家具等		9	
⑪ 布張家具等側地		5	
⑫ 自動車・オートバイ等のボディカバー		0	
⑬ ローパーティションパネル		12	
⑭ 襖紙・障子紙等		0	
⑮ 展示用パネル		14	
⑯ 祭壇		0	
⑰ 祭壇用白布		0	

⑱ マット類	0
⑲ 防護用ネット	9
⑳ 防 火 服	1
㉑ 防火服表地	1
㉒ 木製等ブラインド	3
㉓ 活 動 服	4
㉔ 災害用間仕切り等	0
㉕ 作 業 服	4
合 計	348

(ウ) その他の依頼試験

防災物品、防災製品以外のものの防災性能試験及び防災物品、防災製品の防災性能確認試験・品質管理等の試験以外の試験を、次表のとおり実施した。

表11 その他の試験実施状況

試験品事例	24年度試験件数
カーテン	14
造花用素材	7
椅子張地	6
椅子詰物	4
布地シート	3
メッシュシート	3
アルミ箔・紙貼合品	3
風呂敷	2
難燃性ポリエステル不織布	2
難燃性フィルター	2
エアーフィルター	1
仮設、仮囲い用パネル	1
不織布（エアーフィルター）	1
壁面緑化用ネット	1
水酸化アルミニウム紙	1
照明器具カバー	1
人工樹木の素材	1
合 計	53

(エ) 耐震基準を満たす建物への東京試験室の移転

公益目的事業と一体的に実施

(オ) 東京試験室と大阪試験室の連携強化等による試験業務の迅速化

公益目的事業と一体的に実施

(カ) 試験業務の効率化及び品質の向上

公益目的事業と一体的に実施

イ 技術業務

(ア) 防災製品の開発及び防災性能基準の検討

① 張替用布張家具等側地の性能基準の検証及び性能試験基準の改正

防災製品認定委員会での承認を受け、張替用側地の性能試験基準の検証試験を実施した。

② 毒性審査基準の見直し及び改正

毒性審査基準の一部を改正し、平成24年7月5日より施行した。

- (イ) 試験業務、認定業務の効率化
認定申請書類の一部見直し、協会のホームページの改良及び新業務管理システムの活用により、業務の効率化を図った。
- (ウ) 防災製品関係の調査研究の実施
 - ① 高層ビルの防災品の使用実態の調査
公益目的事業と一体的に実施
 - ② 海外の防災規制・規格等の調査
米国、英国等の一般家庭で使用される防災品に関する法規制の実態調査結果を公表するとともに、新たに、航空機・船舶で使用される繊維製品の国内外の防災規制の実態を調査し取りまとめた。
- (エ) ISO / TC94 / SC14等消防隊員用個人防護装備に関連する審議への対応
消防隊員用個人防護装備に関するSC14等の国際審議案件に対応した。
- (オ) 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況
防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況は次表のとおりである。

表12 防災製品の新規認定、認定失効及び認定更新の状況

防災製品の種類		新規認定件数	認定失効件数	24年度末有効認定件数	
					認定更新件数
①寝具類	側地類	8	12	143	44
	詰物類		5	81	
	ふとん類	24	3	352	5
	毛布類	33	2	119	1
② テント類	} 217	} 73	} 2,195	} 101	
③ シート類					
④ 幕類					
⑤ 非常持出袋	11	2	69	3	
⑥ 防災頭巾等	15	3	92	5	
⑦ 防災頭巾等側地	5	1	46	1	
⑧ 防災頭巾等詰物類	1	0	14	2	
⑨ 衣服類	8	1	53	6	
⑩ 布張家具等	28	20	164	8	
⑪ 布張家具等側地	4	16	177	11	
⑫ 自動車・オーバイ等のボディカバー	0	6	13	0	
⑬ ローパーティションパネル	15	14	240	1	
⑭ 襖紙・障子紙等	0	0	15	0	
⑮ 展示用パネル	23	4	89	4	
⑯ 祭壇	1	0	2	0	
⑰ 祭壇用白布	4	0	4	0	
⑱ マット類	3	2	9	0	
⑲ 防護用ネット	7	1	107	3	
⑳ 防火服	2	1	44	6	
㉑ 防火服表地	0	2	11	1	
㉒ 木製等ブラインド	3	2	37	4	
㉓ 活動服	0	0	3	0	
㉔ 災害用間仕切り等	2	0	7	0	
㉕ 作業服	2	0	4	0	
合計	416	170	4,090	206	

(2) 品質管理等業務

ア 品質管理の推進

(ア) 防災製品認定事業者による品質管理状況の点検強化の推進

防災認定事業者の自社における品質管理状況の適正化のための点検の実施及び品質改善の指導を推進した。

(イ) 抜取・試買の実施

防災製品の不適合事案等に対する措置に関する関連規程に基づき、次表のとおり防災製品の抜取及び市販品を試買し、防災性能確認試験を実施するとともに、不適合発生事業者に対して品質改善指導を推進した。

表13 防災製品の抜取・試買（試験）の実施件数

防災製品の種類		抜取試験件数	試買試験件数	抜取・試買合計件数
①寝具類	敷布・カバー類	1	0	1
	敷ふとん	1	0	1
	毛布	6	0	6
④幕類	屋外用	75	9	84
⑤	非常持出袋	3	1	4
⑥	防災頭巾等	4	1	5
⑨	衣服類	1	0	1
⑫	自動車・オートバイ等のボディカバー	1	0	1
⑮	展示用パネル	2	0	2
⑲	防護用ネット	1	0	1
合計		95	11	106

(ウ) 定期調査の実施

防災製品認定事業所25社に対して定期調査を実施した。

イ 防災製品ラベルの交付業務

防災製品ラベルの交付に当たり、その発行を適正に、かつ効率的に行った。

防災製品ラベルの交付状況は、次表のとおりである。

表14 防災製品ラベルの交付枚数

(単位 千枚)

防災製品の種類	平成24年度交付枚数
①寝具類	1,082
②テント類	7,727
③シート類	
④幕類	
⑤非常持出袋	194
⑥防災頭巾等	707
⑦防災頭巾等側地	
⑧防災頭巾等詰物類	
⑨衣服類	29
⑩布張家具等	69
⑪布張家具等側地	
⑫自転車・オートバイ等のボディカバー	57
⑬ローパーティションパネル	4
⑭襖紙・障子紙等	0

⑮ 展示用パネル	7
⑯ 祭壇	} 26
⑰ 祭壇用白布	
⑱ マット類	
⑲ 防護用ネット	125
⑳ 防火服	} 9
㉑ 防火服表地	
㉒ 木製等ブラインド	4
㉓ 活動服	0
㉔ 災害用間仕切り等	1
㉕ 作業服	0
①～㉕の材料	70
合計	10,111

(3) 広報・普及業務

公益目的事業と連携し、防災品の広報及び普及促進事業等を通じ防災製品の普及に努めた。

ア 消防機関、防災ボランティア、住民防災組織、消費者団体、社会福祉団体、会員等と連携して防災品の普及を促進し、建物火災及び住宅防火対策等の推進を図った。

イ 協会のホームページに掲載中の防災品小口販売店舗情報について、拡充して情報を提供することで利便性を高め、防災品の普及を図った。

ウ 国際福祉機器展2012、バリアフリー 2012その他地域の各種イベントに参加し、防災品の普及を図った。

エ 既存の広報媒体（広報誌、ポスター、パンフレット、リーフレット等）に加え新たにJR東日本のトレインチャンネル等を活用するなどより多様な広報活動を展開し、防火・防災意識の向上及び防災品の普及を図った。

オ 創立50周年事業として、記念誌を発刊し配布するとともに、東京理科大学小林恭一教授及び（公財）市民防災研究所池上三喜子理事による記念講演会（参加者約120人）を開催するなど防災品の普及を図った。

カ 公益財団法人への移行に合わせ、協会のホームページをより分かりやすい構成・内容に刷新し、拡充して情報を提供することで防災品の普及を図った。

4 防災技術講習事業（収益事業2）

(1) 防災加工専門技術者講習会の開催

防災加工専門技術者に必要な知識及び技能を習得するための講習会を「防災加工専門技術者講習会規程」に基づき実施した。防災加工専門技術者講習会の受講状況は次表のとおりである。

表15 防災加工専門技術者講習会の受講等状況

区 分	受講者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
24年度受講状況	95	90	94.7
24年度末累計	7,833	6,321	80.7

(2) 防災加工専門技術者再講習会の開催

「防災加工専門技術者講習会規程」に基づき、講習修了証の交付を受けた者が防災に関する知識及び技能の更新に即応するため、修了証取得後5年以内に1回受講する再講習会を実施し、合計186名が受講した。

- (3) 技術等研修会の実施状況
 防災性能試験実地研修会の開催
 登録表示者を対象に東京試験室及び大阪試験室において、各1回防災性能試験実地研修会を実施し、14名の登録表示者が参加した。

II 協会の概要

1 会員の現況

平成24年度中における会員の異動状況は、次表のとおりである。

表16 会員の異動状況

区 分		入 会	退 会	24年度末
普通会員	団 体			14
	法 人	5	6	330
賛 助 会 員				3
合 計		5	6	347

2 評議員会の開催状況

平成24年度における評議員会の開催状況は、次のとおりである。

(1) 第1回評議員会（24年5月16日）

下記議案が議決又は了承された。

- ア 評議員会議長の選任について
- イ 評議員会運営規程（案）について
- ウ 役員等候補選出委員会規程（案）について
- エ 理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用の支給基準等に関する規程（案）について
- オ その他

(2) 第2回評議員会（24年6月19日）

下記議案が議決又は了承された。

- ア 評議員会議長の選任について
- イ 平成23年度事業報告書・決算報告書（案）について
- ウ 平成24年4月度事業報告書・決算報告書（案）について
- エ 役員の選任について
- オ その他

(3) 第3回評議員会（25年3月22日）

下記議案が議決又は了承された。

- ア 評議員会議長の選任について
- イ 平成24年度補正収支予算について
- ウ 平成25年度事業計画・収支予算について
- エ その他

3 理事会の開催状況

平成24年度における理事会の開催状況は、次のとおりである。

(1) 第1回理事会（24年5月10日）

下記議案が議決された。

- ア 評議員会招集について

- (2) 第2回理事会（24年6月4日）
 下記議案が議決又は承認された。
 ア 平成23年度事業報告書・決算報告書（案）について
 イ 平成24年4月度事業報告書・決算報告書（案）について
 ウ 役員候補者に関する情報について（案）
 エ 会員の位置づけ及び会費等に関する規程（案）について
 オ 第2回評議員会（定時）の開催について（案）
 カ その他
- (3) 第3回理事会（24年6月25日）
 下記議案が議決又は承認された。
 ア 理事長（代表理事）の選定について
 イ 常務理事を含む業務執行理事の選定について
 ウ 顧問の委嘱に伴う報酬の額について
 エ その他
- (4) 第4回理事会（24年11月12日）
 下記議案が議決又は承認された。
 ア 平成24年度上期事業の実施状況について
 イ 平成24年度補正収支予算（案）等について
 ウ 理事会運営規程の一部改正について
 エ その他
- (5) 第5回理事会（25年3月12日）
 下記議案が議決された。
 ア 評議員会招集について
- (6) 第6回理事会（25年3月21日）
 下記議案が議決又は承認された。
 ア 平成24年度補正収支予算（案）について
 イ 平成25年度事業計画・収支予算（案）について
 ウ その他

4 評議員・役職員の状況

評議員・役員及び職員の状況は、次のとおりである。

表17 評議員・役員の状況（平成25年3月31日）

区 分	常 勤	非常勤	合 計
評議員		25	25
理 事	4	11	15
監 事		2	2

表18 職員の状況（平成25年3月31日）

区 分	常 勤	非常勤	合 計
職 員	41	1	42

5 行事及び各種委員会

(1) 行事

ア 消防関係専門紙（誌）に対する業務説明会の開催

平成24年7月3日に、消防関係専門紙（誌）に対する第14回業務説明会を開催した。

イ 予防広報委員会の開催

平成24年7月27日に、防火対象物等における火災予防対策の一環として、防災業務の役割及びその普及方法について協議するため、第14回予防広報委員会を開催した。

ウ 防災関係功労者表彰式の開催

平成24年5月29日に、平成24年度の消防機器等関係者表彰式（（一社）全国消防機器協会会長表彰）が開催され、協会関係の功労者が表彰された。

平成24年11月5日に、平成24年度の消防機器開発普及功労者表彰式（消防庁長官表彰）が開催され、協会関係の功労者が表彰された。

平成24年11月21日に、第14回防災関係者表彰式が開催され、永年にわたり防災品の開発や普及に努め、防災関係の発展に多大な貢献をした功労者が表彰された。なお、協会関係の功労者表彰の状況は、次表のとおりである。

表19 平成24年度防災関係者等表彰の状況

表彰の種類	人数
防災関係者表彰	21
消防機器等関係者表彰	7
消防機器開発普及功労者表彰	4

エ 新年賀詞交歓会の開催

平成25年1月11日に会員相互の親睦と行政機関・諸団体との意見交換を目的とした新年賀詞交歓会を開催した。

(2) 各種委員会

ア 防災製品認定委員会

防災製品認定委員会を平成24年7月2日に開催した。

イ ISO / TC94 / SC14国内対策委員会（消防隊員用個人防護装備）

ISO / TC94 / SC14国内対策委員会を4回開催し、消防隊員用個人防護装備について日本の意見集約をした。

賃借対照表

平成25年3月31日現在

単位：円

科 目	当 年 度	備 考
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	39,636,306	
未収金	68,510,234	
未収消費税	688,469	
前払金	4,302,632	
貯蔵品	11,075,607	
貸倒引当金	△ 133,444	
流動資産合計	124,079,804	
2 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金・有価証券	670,000,000	
基本財産合計	670,000,000	
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	105,470,115	
電子化システム整備準備資産	76,487,500	
特定資産合計	181,957,615	
(3) その他固定資産		
借室造作	56,494,355	
什器備品	16,008,112	
ソフトウェア	21,388,012	
敷金	50,274,404	
その他固定資産合計	144,164,883	
固定資産合計	996,122,498	
資産合計	1,120,202,302	
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	53,854,949	
未払消費税	2,187,169	
前受金	100,625	
預り金	4,255,649	
短期借入金	30,000,000	
流動負債合計	90,398,392	
2 固定負債		
退職給付引当金	134,181,000	
固定負債合計	134,181,000	
負債合計	224,579,392	
III 正味財産の部		
1 一般正味財産	895,622,910	
(うち基本財産への充当額)	(670,000,000)	
(うち特定資産への充当額)	(76,487,500)	
正味財産合計	895,622,910	
負債及び正味財産合計	1,120,202,302	

正味財産増減計算内訳表

平成24年5月1日から平成25年3月31日まで

単位：円

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合 計
		防災物品 開発・管理事業	防災製品 講習事業	共 通			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
①基本財産運用益	2,422,460				989,456		3,411,916
②受取会費	17,211,250				17,211,250		34,422,500
③事業収益	456,621,677	228,275,962	4,759,650				689,657,289
④雑収益	962,715	928,441	33,600		210,000		2,134,756
経常収益計	477,218,102	229,204,403	4,793,250		18,410,706		729,626,461
(2) 経常費用							
①事業費	519,558,886	197,102,063	4,246,820				720,907,769
②管理費					39,982,643		39,982,643
経常費用計	519,558,886	197,102,063	4,246,820		39,982,643		760,890,412
当期経常増減額	△42,340,784	32,102,340	546,430		△21,571,937		△31,263,951
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益	10,740,827				21,571,937		32,312,764
(2) 経常外費用	6,289,572	35,136,439	546,430				41,972,441
当期経常増減額	4,451,255	△35,136,439	△546,430		21,571,937		△9,659,677
当期一般正味財産増減額	△37,889,529	△3,034,099	0		0		△40,923,628
一般正味財産期首残高	664,320,200	50,524,157	1,848,236		219,853,945		936,546,538
一般正味財産期末残高	626,430,671	47,490,058	1,848,236		219,853,945		895,622,910
正味財産期末残高	626,430,671	47,490,058	1,848,236		219,853,945		895,622,910

敬老の日に「火の用心」の贈り物。

[身近な防火・防災] プロジェクト ～住宅防火・防災キャンペーン～

消防庁予防課

1. 住宅火災による死者の7割は65歳以上の高齢者

住宅火災における死者（放火自殺者等を除く）は、建物火災による死者の約9割を占めており、このうちの約7割が65

歳以上の高齢者となっています。

昨今の高齢化の進展とともに、今後さらに高齢者の住宅火災における死者の増加が懸念されています。



2. 高齢者を住宅火災から守るために

(1) 早く知る！

住宅火災で死者が発生する要因で多いのは、就寝中に火災の発生に気付かず逃げ遅れるという事例です。

こうした火災からの逃げ遅れを防ぐために、寝室や階段に火災を感知し、警報音を発して知らせてくれる「住宅用火災

警報器」を設置することが消防法で定められています。

「住宅用火災警報器」を設置すると、就寝中でも火災の発生を大きな音で知らせてくれるため、避難や通報、又は消火といった行動が火災の初期の段階で可能になります。

特に高齢者は、避難に時間がかかるこ

とが多いので、火災の発生に早期に気づき避難行動をとることが、身を守るためにとても重要になってきます。

また、住宅用火災警報器の電池の寿命は、長いもので10年、短いものの中には5年や1年で切れてしまうものもあり、設置後に寿命が切れたのに気づかず、いざ火災が発生した時に作動しないということがないように、定期的に作動確認をすることが大切です。

(2) 早く消す！

万が一火災が発生した時に「消火器」を備えていれば、安全にまた確実に初期消火することができ、被害を最小限に食

い止めることができます。

一口に消火器といっても中には通常の消火器より扱いやすい「住宅用消火器」や、女性や高齢者でも軽くて持ち運びやすい「エアゾール式簡易消火具」というような器具も販売されています。

その他にも住宅用の消火機器として、火災による熱を感知して自動で散水する「住宅用スプリンクラー設備」やコンロの周囲の火災を感知し放水する「コンロ用自動消火装置」などもあり、これらの機器は、消火器のように自ら炎に向けて放射するといった必要がないため、特に高齢者のおられる家庭に設置されることをお勧めします。



(3) 火を拡大させない！

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因はたばこによるもので、特に寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。また、特に高齢者に多い調理中の着衣着火による死者も毎年発生しており、このような火災による死者を減らすために、パジャマやエプロンといった衣類や、枕や布団カバーなどの寝具に、燃えにくいように作られた「防

炎品」を使用することで、こうした火災やその火災による死者の発生を防ぐことができます。

また、カーテンやじゅうたんなども防炎品を使用していれば、万一火災が発生した場合でも、急激に火炎が拡大するのを防ぐことができます。

車のボディカバーなども防炎品を使用することで、放火火災の防止につながります。

3. 9月は住宅防火・防災キャンペーン

我が国においては、長年にわたって社会に貢献してこられた老人を敬い、長寿を祝う日として、毎年9月の第3月曜日を「敬老の日」として制定しています。

近年の住宅火災死者に高齢者が多いこと、また、今後さらに高齢化の進展が予想されることから、消防庁では、住宅火災から高齢者を守るために「敬老の日」に、高齢者に住宅用火災警報器や住宅用

消火器、または防災品をプレゼントしたり、設置されている住宅用火災警報器の点検を代わりに実施すること等を推進する、「住宅防火・防災キャンペーン」を昨年から展開しています。

大好きなおじいちゃん、おばあちゃんが火災の被害に遭わないよう今年の「敬老の日」は、住宅の防火対策を考える「敬老の日」にしてみてもいいのではないでしょうか。



キャンペーンポスター



昨年のキャンペーンの様子

防災北から南から・防災西から東へ

防災品を英語でPR

東京消防庁 麻布消防署

東京消防庁麻布消防署では、高さ31メートルを超える高層建築物の共同住宅を対象にカーテンなどの防災品（防災物品及び防災製品）の普及促進を図るため、高層共同住宅の消防用設備等の検査に合わせて、関係者に対してリーフレットを配布するとともに、ポスターの掲出を依頼し、防災品の普及に努めているところです。

共同住宅を管理している関係者から、居住者に外国人が多いことから、英語版のポスターを作成してほしい旨の依頼があり、麻布消防署予防課と総務部総務課国際業務係とが連携して、英語版ポスターを作成しました。

これまでに、管内の外国人居住者が多い高層共同住宅9棟に、日本語版ポスターと英語版ポスターを併せて掲出しています。

高層共同住宅居住者が、防災品を使用することにより、家庭内における火災が少しでも減少するように広報していきます。

高層共同住宅(高層マンション)にお住いの皆様へ
防災物品や防災製品を使いましょう。

防火物品
使用が義務づけられています。
 高層建築物にある共同住宅では、火災予防のため、居住している階数に関係なく、**防火物品**（防火性能のあるカーテン、じゅうたんなど）の使用が消防法で義務づけられています。
（防火性能のあるカーテンは、高さ31mを超えるもので、階数11階建て以上の建築物です。）



ストーブによる出火実験です。
 防火物品のカーテンは発火していません。

防火 防火物品には、**防火物品ラベル**がついています。確認しましょう！

※詳しくは、東京消防庁のホームページをご覧ください。[防災について] [防災]

防火製品
使用を推奨しています。
防火製品（防火性能のある寝具類やエプロンなど）は、消防法による使用の義務はありませんが、使用を推奨しています。



たばこによる出火実験です。
 防火製品のふとんは、穴が開く程度で消えています。


防火製品には、**防火製品ラベル**がついています。確認しましょう！詳しくは、(公財)日本防火協会に問い合わせください。(http://www.jfire.or.jp/)

東京消防庁 麻布消防署
 TEL 03 (3470) 0119
 FAX 03 (3470) 0149
 URL: http://www.tfd.metro.tokyo.jp/

日本語版ポスター

**To High-Rise Residents:
 Make Your Rooms **Flame-Retardant****


Flame-Retardant Items Are Required!
 Do you live in a high-rise building?...
 The Fire Service Law requires that high-rise condominiums should be protected from fire with flame-retardant items (ex., curtains, carpets, etc) on every floor.
 * High-rise: a building at a height of 31 m or over (approx. 11 floors or over).



Flame-Retardant? YES **Flame-retardant? NO**

防火 **REMEMBER!**
 Flame-retardant items are given the label "FLAME-RETARDANT (防火)."

We Recommend Flame-Retardant Products
 We recommend home flame-retardant products (ex., bed-clothes, aprons, etc.). You are NOT required by the Fire Service Law to have them, but they do work for home fire safety!



Flame-retardant? YES **Flame-retardant? NO**

防火製品 **REMEMBER!**
 Flame-retardant products are given the label "FLAME-RETARDANT PRODUCT (防火製品)."

**AZABU FIRE STATION
 TOKYO FIRE DEPARTMENT**
 TEL 03 (3470) 0119
 FAX 03 (3470) 0149
 URL: http://www.tfd.metro.tokyo.jp/

英語版ポスター

防災北から南から ◆ 防災西から東から

消防イベントを開催

上越地域消防事務組合

平成25年4月7日（日）パロー上越モールにて消防イベントを開催しました。

当組合では住宅防火を重点項目として掲げ、防火広報やイベント等で市民の皆様に広く火災予防の啓蒙を行っておりますが、今回のイベントでも住宅防火の広報用として防災品を展示し多くの市民の皆様にPRすることができました。

